

○さいたま市みどりの条例施行規則

平成13年5月1日

規則第205号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(緑地の指定規模)

第2条 条例第6条第1項の規則で定める規模は、自然緑地の指定をしようとする緑地にあつては1,000平方メートルとし、保存緑地の指定をしようとする緑地にあつては500平方メートルとする。

2 条例第6条第2項の規則で定める規模は、5,000平方メートルとする。

(所有者等の同意)

第3条 条例第6条第4項に規定する所有者等の同意は、緑地指定同意書（様式第1号）により行わなければならない。

(告示及び通知)

第4条 条例第8条（条例第16条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による告示は、指定区域の位置及び形状を明らかにした図面を添付し、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 名称
- (2) 指定番号及び指定年月日
- (3) 所在地
- (4) 指定の区域面積
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 条例第8条の規定による通知は、緑地指定（変更・解除）通知書（様式第2号）により行わなければならない。

3 第1項各号に掲げる事項は、条例第9条の規定による指定緑地である旨の明示について準用する。

(行為の協議)

第5条 条例第13条第1項の規定による協議は、指定緑地内の行為に係る協議書（様式第3号）により行わなければならない。

(所有者変更等の協議)

第6条 条例第13条第3項の規定による協議は、指定緑地所有者変更等協議書（様式第4号）により行わなければならない。

(状況の届出)

第7条 条例第13条第4項の規定による届出は、指定緑地状況届出書（様式第5号）により行わなければならない。

(買取りの請求)

第8条 条例第15条第1項の規定による請求は、指定緑地買取請求書(様式第6号)により行わなければならない。

(緑化すべき敷地の規模)

第9条 条例第18条第3号の規則で定める規模は、500平方メートル(敷地を拡張する場合には、増加する面積を加えた後の面積が500平方メートル以上となる場合を含み、敷地を縮小する場合には、減少する面積を除いた後の面積が500平方メートル未満となる場合を除く。)とする。

(一部改正〔平成17年規則134号〕)

(緑化に関する協議の適用除外)

第10条 条例第19条第1項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 条例第18条第2号又は第3号に規定する建築物の建築で、当該建築物の建築が同条第1号に規定する開発行為の目的であり、かつ、当該開発行為をしようとするときに市長と条例第19条第1項の規定による協議をしたもの
 - (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第6項に規定する仮設興行場等の建築
 - (3) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項の規定による届出を要する建築物の建築(当該建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を含む。次号から第9号までにおいて同じ。)
 - (4) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第34条第1項に規定する緑化地域における建築物の建築
 - (5) 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所の建築
 - (6) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第2条第1項第20号に規定する液化石油ガススタンドの建築
 - (7) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1項第23号に規定する圧縮天然ガススタンドの建築
 - (8) 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第24号に規定する液化天然ガススタンドの建築
 - (9) 一般高圧ガス保安規則第2条第1項第25号に規定する圧縮水素スタンドの建築
 - (10) 敷地の拡張を伴わない建築物の増築又は改築(当該建築物の増築又は改築の用に供する目的で行う開発行為を含む。)であって、当該行為に係る建築面積の合計が、増築又は改築前の建築物の建築面積の5分の1以内であるもの
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める開発行為又は建築物の建築
- (追加〔平成20年規則9号〕、一部改正〔平成31年規則3号〕)

(緑化に関する協議)

第11条 条例第19条第1項の規定による協議は、緑化推進協議書(様式第7号)により行わなければならない。

2 緑化推進協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 緑化する敷地の位置及び区域を示した案内図

- (2) 緑化に係る平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 緑化に係る立面図及び断面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (4) 緑化する面積に係る求積図（縮尺500分の1以上のもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（追加〔平成20年規則9号〕）

（変更の協議）

第12条 条例第19条第3項の規定による協議は、緑化推進変更協議書（様式第8号）により行わなければならない。

2 緑化推進変更協議書には、前条第2項各号に掲げる図書で緑化の内容の変更に係るものを添付しなければならない。

（追加〔平成20年規則9号〕）

（協議結果の通知）

第13条 条例第19条第4項の規定による通知は、協議結果通知書（様式第9号）により行わなければならない。

（追加〔平成20年規則9号〕）

（完了の報告）

第14条 条例第20条第1項の規定による報告は、緑化推進工事完了報告書（様式第10号）により行わなければならない。

2 緑化推進工事完了報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 緑化した敷地の位置及び区域を示した案内図
- (2) 完了した緑化に係る平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (3) 完了した緑化に係る立面図及び断面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (4) 緑化した面積に係る求積図（縮尺500分の1以上のもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（追加〔平成20年規則9号〕）

（検査結果の通知）

第15条 条例第20条第3項の規定による通知は、検査結果通知書（様式第11号）により行わなければならない。

（追加〔平成20年規則9号〕）

（身分証明書）

第16条 条例第20条第5項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第12号）とする。

（追加〔平成20年規則9号〕）

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成20年規則9号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浦和市環境保全条例施行規則(昭和49年浦和市規則第31号)、大宮市みどりの条例施行規則(平成3年大宮市規則第31号)又は与野市花と緑の条例施行規則(平成9年与野市規則第36号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年7月8日規則第134号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、様式第6号備考第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月27日規則第9号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年7月17日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月1日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市みどりの条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する緑化に関する協議について適用し、同日前に開始した緑化に関する協議については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則(令和4年12月20日規則第93号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略